

地震に備え安心な住まいづくりを進めよう

耐震診断・耐震補強などの事業費の一部を補助

町では、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震に備え、住宅の耐震診断・耐震補強など、下記の事業をされる方に、事業費の一部を補助しています。

募集期間は、いずれも、5月1日（金）から

12月25日（金）までです。

もしものときに備えて、この機会にぜひご利用ください。

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。

木造住宅耐震診断事業

- **事業内容** 耐震性の確認と、概算補強工事費の情報を提供します。
- **対象となる住宅**
 - ①昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、延床面積の半分以上が、住宅用に供されている3階以下の住宅
 - ②在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法の住宅（丸太組工法は、対象外）
- **対象者** 町内に住所を有する住宅所有者
- **診断費用** 無料
- **募集戸数** 30戸

木造住宅耐震補強設計補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行うための設計を行う場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- **補助金額** 設計費用の1/3以内（上限8万円）
- **募集戸数** 2戸

木造住宅耐震補強補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について耐震補強工事を行う場合
 - **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - **補助金額** 工事費の一部（上限110万円）
 - **募集戸数** 2戸
- ※上記補強工事と同時に行うリフォーム工事にも補助を受けられます。補助金額は工事費の1/3の額（上限20万円）

木造住宅耐震シェルター設置補助事業

- **事業内容** 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された住宅について1部屋補強工事や耐震ベッドを設置する場合
- **対象住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、65歳以上の方のみの世帯、もしくは障がい者が同居している世帯
- **補助金額** 工事金額の2/3以内（上限25万円）
- **募集戸数** 1戸

高齢者世帯家具固定事業

- **事業内容** 木製の家具（3個以内）の固定
 - **対象者** 町内に住所を有する65歳以上の方のみの世帯
 - **固定費用** 無料（3個以内）〔3個を越えた分については、本人の負担〕
 - **募集戸数** 20戸
- ※家具の固定は、町が委託した町商工会建築部会の会員が行います。

家具固定器具購入補助事業

- **事業内容** 固定用器具購入費用の補助
- **対象者** 町内に住所を有する世帯
- **補助金額** 器具購入費用（上限5,000円）
- **募集件数** 15件

取り引きや証明に使用している

「はかり」は必ず定期検査を受けましょう！

商店・病院・工場などで取り引きや証明用に使用するはかりは、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。ご都合のよい日程で必ず受検してください。

◆日程

月/日	検査場所	検査時間
5/11(月)	井田公民館	13:30～14:30
	大里多目的集会施設	15:30～16:30
5/12(火)	役場 2階小会議室	9:00～11:30

◆手数料

検査手数料は、はかりの種類や能力によって異なります。検査当日、現金でお支払いください。

◆検査対象の計量器

①商店・露店などの商品売買用、②病院・薬局などの調剤用、③病院・学校・福祉施設などの体重測定用、④生産者の生産物販売・出荷用、⑤工場・事業所などの材料購入・製品販売用、⑥農協・漁協などの物資集荷・出荷用、⑦運送・宅配業などの貨物運賃算出用

▶詳しくは、三重県計量検定所（☎059-223-5071）または役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。

地域の活性化や課題に向けて取り組む活動を応援

地域づくりのための活動経費を補助

地域貢献促進事業は、紀宝町をよりよく元気にしていこうという思いを持つ住民団体が、地域の活性化や課題に向けて取り組む活動に対し、町が活動経費の補助を行う事業です。

◆補助対象となる活動

地域の活性化や課題に向けて取り組む活動で、補助金が採択された日から令和3年3月31日（水）までに行う活動です。

- 健康づくり、子育て支援、高齢者・障がい者福祉に貢献するもの
 - 小中学生の非行防止や健全育成に貢献するもの
 - 音楽、芸能、歴史、文化、文学等を通して文化力向上に貢献するもの
 - 地域防災活動、防犯対策など生活安全に貢献するもの
 - ごみ減量化など環境衛生に貢献するもの
 - スポーツ、観光など地域交流に貢献するもの
- ただし、下記のような団体や活動は対象外です。
- ・国、県、町などから活動の助成を受けている団体・営利を目的とする活動
 - ・区、自治会などが、慣例行事として行う清掃活動
- ※なお、町が実施するほかの補助制度等がある活動については、交付対象外です。

◆補助対象となる団体

紀宝町内に活動拠点を有する5名以上の団体で、代表者が町内に在住していること。

◆補助金の内容

活動を実施するために必要な経費のうち、補助対象となる経費に対し1/2の額を上限として補助金を交付します。また、補助金額の上限は、1団体につき30万円です。

◆申し込み期間

申し込み期間は、5月1日（金）から6月30日（火）までです。

◆申し込み方法

所定の申込書に必要な書類を添えて、役場企画調整課にご提出ください。（様式などは役場企画調整課窓口または町ホームページから入手）

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。